

融資・リース・保証

補助金・税制・出資

情報提供・相談

セミナー・研修・イベント

法律等に基づく支援

## 『労務管理や安全衛生管理の知識を習得したい』

## 新規起業事業場就業環境整備事業

新たに事業を始めた事業主の皆さんに、労働時間や休日などの基本的な労務管理、労働災害防止のための安全衛生管理など、事業場における適正な職場環境形成に向け専門家によるアドバイス等の支援を行う制度です。

## 対象となる方

- ・会社設立又は分社化してから原則5年以内の事業主
- ・異業種へ進出してから原則5年以内の事業主
- ・初めて労働者を雇い入れてから原則5年以内の事業主

## 支援内容

以下の支援を無料で受けることができます。

- ① 就業環境整備セミナー  
基本的な労務管理や安全衛生管理の要点についてセミナーを開催しています。  
なお、事業主の方だけではなく、労務担当者の方なども参加ができます。
- ② 専門家による助言・指導  
労働時間制度や安全衛生管理に係る専門家が事業場にお伺いし、事業場の労務管理・安全衛生管理の実態を把握した上で、問題点を解消するための助言・指導を行います。  
※ 専門家は、労働時間、休日・休暇制度及び労働災害防止について、専門的な知識や経験を持つ社会保険労務士等です。

## ご利用方法

相談窓口にご連絡ください。

なお、連絡先等の詳細は、4月以降確定次第、下記の厚生労働省のWebサイト等でお知らせします。

お問い合わせ先。

厚生労働省労働基準局監督課管理係

電話：03-5253-1111（内線5556）

厚生労働省HP「事業主への支援、助成金等一覧」の『新規起業事業場就業環境整備事業』をご参照ください。

URL：[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/zigyonushi/subsidize.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/subsidize.html)